

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 二 年 五 月 二 十 九 日

目 次

規 則

○岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(生活衛生課)

ページ
一

規 則

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第五百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（身分証明書）

第九条 次の各号に掲げる職員の身分を示す証明書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 条例第十七条第一項に規定する動物愛護管理員 別記第四号様式

二 条例第十七条第二項に規定する動物愛護技術員 別記第五号様式

別記第四号様式及び別記第五号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 9 条関係)

表

第 号

動 物 愛 護 管 理 員 証

写真貼付

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

この証明書を携帯する者は、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例第 1 7 条第 1 項に規定する動物愛護管理員であることを証明する。

年 月 日 発行

岐 阜 県 知 事 印

裏

動物の愛護及び管理に関する法律抜粋

- (報告及び検査)
- 第 2 4 条** 都道府県知事は、第 1 0 条から第 1 9 条まで及び第 2 1 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等)
- 第 2 4 条の 2** (略)
- 2 (略)
- 3 都道府県知事は、前 2 項の規定の施行に必要な限度において、第 1 3 条第 1 項若しくは第 1 6 条第 2 項の規定により登録がその効力を失ひ、又は第 1 9 条第 1 項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 4 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- (準用規定)
- 第 2 4 条の 4** 第 1 6 条第 1 項 (第 5 号に係る部分を除く。)、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 3 条 (第 2 項を除く。) 及び第 2 4 条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。 (以下省略)
- 2 (略)
- 第 2 5 条** (略)
- 2 ～ 4 (略)
- 5 都道府県知事は、前 3 項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 6 第 2 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 7 (略)

(報告及び検査)

- 第 3 3 条** 都道府県知事は、第 2 6 条から第 2 9 条まで及び前 2 条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 第 2 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例抜粋

(報告の徴収等)

- 第 1 6 条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、その飼養に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、その飼養施設の設置場所その他飼養に関係のある場所に立ち入り、その飼養の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (動物愛護管理員等)
- 第 1 7 条** 知事は、法第 2 4 条第 1 項 (法第 2 4 条の 4 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 2 4 条の 2 第 3 項、第 2 5 条第 5 項又は第 3 3 条第 1 項の規定による立入検査、前条第 1 項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。
- 2 知事は、動物愛護管理員の事務を補助させるため、動物愛護技術員を置く。

備考 この用紙は、日本産業規格 A 6 とする。

第 5 号様式 (第 9 条関係)

表

第	号			
動 物 愛 護 技 術 員 証				
写真貼付	職 名			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
	この証明書を携帯する者は、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例第 1 7 条第 2 項に規定する動物愛護技術員であることを証明する。			
年 月 日 発行				
岐 阜 県 知 事 印				

裏

動物の愛護及び管理に関する法律抜粋 (報告及び検査) 第 2 4 条 都道府県知事は、第 1 0 条から第 1 9 条まで及び第 2 1 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等) 第 2 4 条の 2 (略) 2 (略) 3 都道府県知事は、前 2 項の規定の施行に必要な限度において、第 1 3 条第 1 項若しくは第 1 6 条第 2 項の規定により登録がその効力を失ひ、又は第 1 9 条第 1 項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。 4 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 (準用規定) 第 2 4 条の 4 第 1 6 条第 1 項 (第 5 号に係る部分を除く。)、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 3 条 (第 2 項を除く。) 及び第 2 4 条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。(以下省略) 2 (略) 第 2 5 条 (略) 2 ~ 4 (略) 5 都道府県知事は、前 3 項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。 6 第 2 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 7 (略)	(報告及び検査) 第 3 3 条 都道府県知事は、第 2 6 条から第 2 9 条まで及び前 2 条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。 2 第 2 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例抜粋 (報告の徴収等) 第 1 6 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、その飼養に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、その飼養施設の設置場所その他飼養に関係のある場所に立ち入り、その飼養の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (動物愛護管理員等) 第 1 7 条 知事は、法第 2 4 条第 1 項 (法第 2 4 条の 4 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 2 4 条の 2 第 3 項、第 2 5 条第 5 項又は第 3 3 条第 1 項の規定による立入検査、前条第 1 項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。 2 知事は、動物愛護管理員の事務を補助させるため、動物愛護技術員を置く。
---	--

備考 この用紙は、日本産業規格 A 6 とする。

令和二年五月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社